



地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり

# 三重県議会議員 長田たかひさ

## 県政レポート

2014年3月  
No.21



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2  
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775  
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会

- 教育警察常任委員会 委員長(教育委員会、公安委員会(警察本部)の所管及びこれに関連すること)
- 予算決算常任委員会 理事(予算、決算及びこれに関連すること)
- 議会運営委員会 委員(議会の運営に関すること)

### ◇皆様のご意見をお聞かせ下さい

#### ●平成26年度定例会(1月～3月)から ■「三重県中小企業・小規模企業振興条例」が制定されました。

##### ◆基本理念

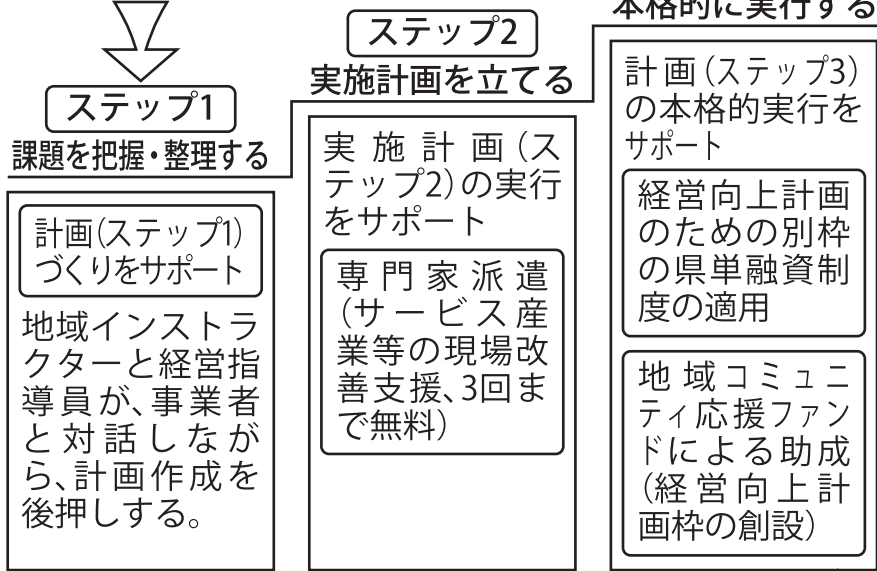
- 中小企業・小規模企業の主体的な努力を促進すること
- 中小企業・小規模企業が地域社会の維持・形成に寄与している役割の重要性に鑑みること
- 小規模企業に対してきめ細かく支援すること
- 関係機関(商工会議所等)と連携・協力すること

##### ◆主な取り組み

【第16条】三重県版経営向上計画の認定等  
中小企業・小規模企業の経営の向上に係る計画の作成・認定制度等について定めています。

#### 三重県版経営向上計画について

売り上げを伸ばして、従業員の給料を上げたい。  
事業を再生して、赤字続きの経営から脱却したい。



地域インストラクターと経営指導員が二人三脚で、計画の作成支援とブラッシュアップ、計画のフォローアップを行う

【第23条】みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置  
県内5ブロックで開催します。

#### ●本会議議案質疑(2月21日)

#### ■議案第3号(平成26年度一般会計予算)について

##### ① 広報広聴の充実

**Q** 26年4月より「県政だよりみえ」の各戸配布がなくなり、テレビのデータ放送、新聞折り込みが始まるが、各々どのような内容なのか。

**A** テレビのデータ放送は、月2回更新し、紙媒体に掲載した情報に加えて、イベント情報など、最新の情報も掲載していく。新聞折込版については、年3回発行し、当初予算の概要など、生活に関わりの深い内容を掲載していく。紙媒体については、各戸配布は見直すが、発行は継続

し、公共施設(県・市町の庁舎、公民館・市民センター等)及び民間施設(ショッピングセンター、コンビニ、郵便局、農協、漁協、地方銀行[百五・三重・第三]、県内の総合病院等)に配置するとともに、自治会が、配置を求めた場合は、対応していく。

##### ② ため池等の整備について

**Q** 農業用ため池等に係る平成25年度耐震調査の取り組み状況、平成26年度以降の取り組みはどうしていくのか。

**A** 平成25年度は、県内にある受益面積2ha以上の農業用ため池について2,732箇所を対象に堤体や取水施設等の目視点検や簡易測量を実施する一斉点検を行い、そのうち51箇所をボーリング等による詳細な耐震調査を支援した。平成26年度は、受益面積を0.5ha以上に拡大していく。一方、平成25年度は、河川内の頭首工7箇所を老朽化度合等を調査する機能診断を行っている。

今後、今回の耐震調査結果を踏まえ、平成27年度以降の整備計画に反映していく。また、頭首工等が不要となった場合には、たとえば貯水量1,000立方メートル以上など一定の採択要件に該当すれば、国の補助事業を活用して実施することができる。

なお、頭首工の撤去については市町や施設管理者、河川管理者等関係者と協議しつつ、進めていくことになる。

#### ため池調査の概要

参考

- 一斉点検(定額:国10/10) **100千円/箇所**  
堤体、取水施設、洪水吐等の現況調査・データベース化
- ハザードマップ作成(定額:国10/10) **500千円/箇所**  
下流に人家・公共施設等のあるため池を対象
- 耐震調査(定額:国10/10) **5,000千円/箇所**  
ボーリング調査、耐震性安定計算等

#### 頭首工調査の概要

- 耐震調査(定額:国10/10) **所要額**  
ボーリング調査、耐震性安定計算等
- 老朽化調査(定額:国10/10) **所要額**  
機能診断、機能保全計画策定等

#### ため池整備事業にかかる採択基準

- 受益面積 5ha以上
- 総事業費 8,000千円以上
- その他 管理者が明確で適正に管理されるものなど
- 負担割合 国50%、県30%、その他20%  
(中山間地域にあつては、国55%、県30%、その他15%)

#### 頭首工の整備にかかる採択基準

- 総事業費 8,000千円以上
- 河川管理者からの改善指示
- 負担割合  
大規模(1億円以上) 国55%、県37%、その他8%  
小規模(8,000千円以上) 国50%、県42%、その他8%

#### ◇県政報告会を行っています

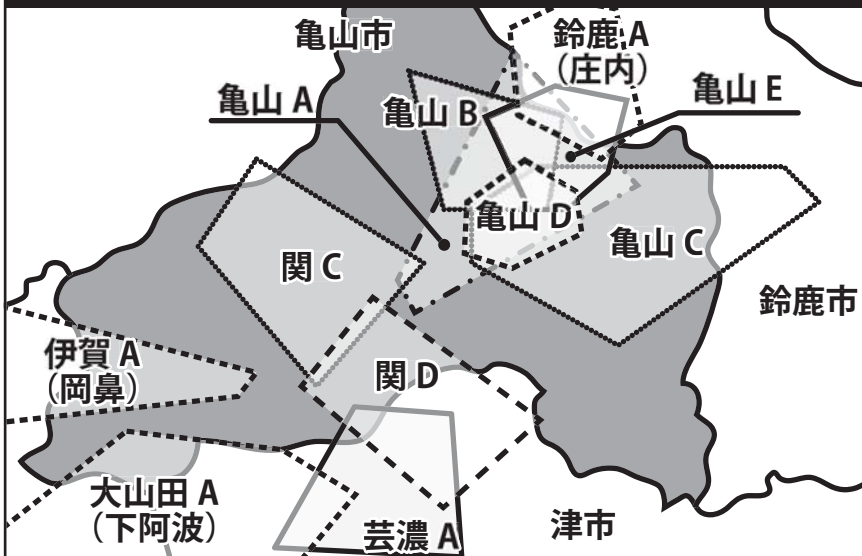
285回	01月12日	下白木公民館	290回	01月26日	亀山市関文化交流センター	295回	02月10日	いっぶく亭木崎	300回	03月08日	城西地区コミュニティセンター
286回	01月12日	白木一色公民館	291回	01月26日	坂下公民館	296回	02月21日	関まちなみ文化センター	301回	03月09日	市場公民館
287回	01月18日	小野地区集落センター	292回	02月02日	関町北部ふれあい交流センター	297回	02月22日	上白木公民館	302回	03月09日	越川公民館
288回	01月21日	みずほ台集会所	293回	02月08日	明神公民館	298回	02月23日	萩原公民館	303回	03月16日	久我集会所
289回	01月25日	市瀬公民館	294回	02月09日	沓掛公民館	299回	03月02日	古厩集会所	304回	03月16日	亀山市関文化交流センター



## ■ 特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)が策定されました

- (1) 計画期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日
- (2) 実施区域 三重県内全域
- (3) 保護管理の目標
  1. 農作物被害を減少させる。  
(当面の目標) 平成24年度被害額の約70%(8700万円以下)に減少させる。
  2. 地域個体群を安定的に維持させる。
- (4) 目標達成のための方策
  1. 被害防除対策  
県、市町、関係団体、住民が連携して、地域ぐるみの追い払いの実施や侵入防止柵の設置等を実施する。
  2. 加害レベルに応じた対策(※1)  
加害レベルに応じた被害防除対策を実施する。
  3. 地域ごとの計画の策定  
個体数調整のための捕獲を行う場合は、地域実施計画を市町が定める。
  4. モニタリング調査等の実施  
群れの生息動向や被害対策の効果の検証のため、県・市町等が連携し実施する。

## 亀山市附近の群れの分布状況



	加害レベル		加害レベル		加害レベル
鈴鹿A(庄内)	5	亀山D	4	芸濃A	3
亀山A	4	亀山E	4	伊賀A(岡鼻)	4
亀山B	4	関C	4	大山田A(下阿波)	3
亀山C	4	関D	3		

### (※1) 加害レベルに応じた対策

加害レベル	被害等の状況	主な対策
レベル1	サルの群れが生息するが、ほとんど被害が出ることはない。稀に少数のサルが林縁部の柿や栗等を食害している。	常時被害まで至っておらず、ニホンザルが集落に近づかない習慣付けが必要。 出没時には、ロケット花火・パチンコ等を用いて追い払いを行い、ニホンザルが集落を危険視する習慣付けを行う。
レベル2	群れの一部の個体が、季節的に森の中の果樹園やシイタケ、タケノコ等を食害する。少数の個体が林縁部の野菜等を食害している。農耕地に群れ全体が出てくるようなことはない。被害作物は、限定的。	被害程度は軽微な場合で、ニホンザルを集落に近づかせない対策が必要。 出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて、積極的に追い払いを行う。
レベル3	群れの大半の個体が農耕地に出てきて、農作物を食害している。被害発生は、季節的で、人家の軒下近くまで現れるようになる。	出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて積極的に追い払いを行うとともに、電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐことが効果的。必要に応じて有害鳥獣捕獲の実施を行う。
レベル4	群れ全体が、通年耕作地の近くに生息しており、常時食害がある。果樹園等の被害が増加し、また、冬の落ち穂拾い等が常習化している。被害作物が多様化し、一年中被害が出ている。	追い払いに加えて電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施を行い、群れの状況によっては、個体数調整による捕獲も実施する。
レベル5	農耕地への出没が常態化し、集落や人家の中に入り込む場合も多い。サルの人馴れが進み、人を威嚇したり、人身被害の恐れがある。	大個体群の出没が常態化している場合は、追い払い・電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施や、個体数調整による捕獲を実施する。

### (参考) 主な野生獣による農作物被害額と捕獲頭数(三重県・亀山市)

年度	三重県(亀山市)									
	イノシシ			ニホンジカ			ニホンザル			
	被害額	獲得頭数			被害額	獲得頭数			被害額	獲得頭数
	狩猟	有害	総数		狩猟	有害	総数		有害	
H20	126,452(424)	5,722(251)	2,540(26)	8,262(277)	122,883(284)	6,561(429)	3,101(107)	9,662(536)	150,346(1,245)	1,081(15)
H21	145,947(1,203)	4,952(165)	2,482(40)	7,434(205)	142,406(1,108)	6,221(537)	4,758(156)	10,979(693)	140,139(342)	1,064(43)
H22	194,241(1,071)	7,165(296)	3,954(20)	11,119(316)	122,421(1,284)	9,152(545)	6,241(0)	15,393(545)	120,898(1,958)	1,353(0)
H23	184,102(2,020)	6,633(216)	3,102(22)	9,735(238)	134,836(1,208)	8,765(511)	6,025(114)	14,790(625)	144,302(2,219)	1,148(61)
H24	151,094(1,322)	6,316(147)	5,614(40)	11,930(187)	85,486(1,181)	9,631(498)	7,898(167)	17,529(665)	124,288(1,853)	1,377(68)

(注1) イノシシについては、平成22年度から、特定鳥獣保護管理計画が策定され、平成24年度から平成28年度の第2期で農林業被害額を7600万円(平成18年度の被害額)以下に、ニホンジカについては、平成14年度から特定鳥獣保護管理計画が策定され、平成24年度から平成28年度の第3期で目標生息密度を3頭/km<sup>2</sup>程度(1万頭程度)にすることを保護管理の目標としている。

(注2) 狩猟鳥獣は、我が国に生息していると考えられる約550種の鳥類、約80種の獣類(モグラ・ネズミ類海棲哺乳類を入れた場合は約160種)の中から、狩猟対象としての資源性(肉又は毛皮の利用など)、生活環境、農林水産業又は生態系に対する害性の程度、個体数などを踏まえて、狩猟鳥類29種、狩猟獣類20種の合計49種が定められている。